

使い終わった

家電4品目は「正しく」リサイクル！

環境を守ることにつながってるんだね！

使い終わった家電4品目は、「家電リサイクル法」に定められたルールにそって処分しましょう。

「家電リサイクル法」対象の家電4品目はこれ！

テレビ

エアコン

冷蔵庫・冷凍庫

洗濯機・衣類乾燥機

有用な資源のほか、オゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすフロンガスや有害な鉛、水銀などを含んでいるため、法律に基づく適切なリサイクルが必要です。

あら大変、古いテレビが壊れたみたい！買い換えなきゃ。

んんん…

このテレビ、粗大ごみに出せばいいのかしら？

お母さん、違うよ！電器店で料金を支払って古い物を引き取ってもらうんだよ。

なっ！待って！！

料金を使って家電がリサイクルされるんだよ。

どうして料金が必要なの？

家電メーカーのリサイクル工場では有害な物質がちゃんと回収されて、金属などが資源として生まれ変わるんだ。

この前見学に行ったんだ！

家電リサイクル法のルールで処分してね！

ボクにも優しいよ！

これで忘れちゃう！

※買い換えではなく処分だけしたい場合は、お住まいの市区町村や家電小売店にお問い合わせください。

※リサイクル料金を支払うと「家電リサイクル券」が発行され、処理状況が追跡できます。

適正な処理が確認できません。

廃棄物を出すときには「無許可」の回収業者は利用しないでください！

ご家庭から廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可や委託などが必要です。無許可業者によって回収された廃家電が不法投棄、不適正処理された事例や、高額な処理料金を請求された事例も報告されています。

環境省

Ministry of the Environment

経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry